

喬木村犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、喬木村犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第10号）第13条の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、予算の範囲内で喬木村犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 犯罪行為 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する行為をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。）による死亡又は重傷病をいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上の労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたものをいう。

(6) 村民 村内に住所を有する者、村内に居住する者及びこれに類する者であると村長が認める者をいう。

(7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 支援金の種類、支給額及び支援金の支給対象となる者（以下「支給対

象者」という。)は次のとおりとする。

種類	支給額	支給対象者
遺族支援金	30万円(既に重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては20万円)	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族(次条第1項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいい、重傷病支援金の支給を受けた後死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。)であって、当該犯罪行為が行われた時において村民であった者その他村長が必要と認める者
重傷病支援金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において村民であった者その他村長が必要と認める者

(遺族の順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第4号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては第2条第4号イの子と、その他のときにあつては同号ウの子とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、第1順位遺族が遺族支援金の申請をしない場合又は第1順位遺族が遺族新絵金の支給対象者でない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族

支援金の支給を受けることができる遺族としない。

(支援金を支給しないことができる場合)

第5条 村長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者で重傷病支援金を受給する立場であった場合又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、喬木村暴力団排除条例(平成23年条例第11号)に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者であったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(5) 過失による犯罪行為において、次のいずれかに該当する場合

ア 当該被害に対する公的な補償が受けられる場合

イ 自動車損害賠償責任保険及び個人賠償責任保険の補償が受けられる場

合

(支援金の支給の申請)

第6条 遺族支援金の支給を受けようとする支給対象者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人。以下「遺族支援金支給対象者」という。）は、喬木村犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書兼請求書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を村が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
 - (2) 遺族支援金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、村内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
 - (3) 遺族支援金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (4) 遺族支援金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び遺族支援金支給対象者の親族、友人、隣人等の申述書等）
 - (5) 遺族支援金支給対象者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる謄本又は抄本）
 - (6) 遺族支援金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家賃・光熱水費等の領収書等の写し等）
 - (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、喬木村犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
 - (8) その他村長が必要と認める書類
- (申請期限)

第7条 前条の規定による申請（重傷病支援金の支給を受けた者が、遺族支援金の支給を受ける場合における申請を含む。）は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると村長が認めるときは、この限りでない。

（支給の決定等）

第8条 村長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、速やかに、喬木村犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項に規定する審査に際し、同項の申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。

3 村長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、第1項に規定する支援金を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）後においても適用があるものとする。

（支給決定の取消し）

第9条 村長は、支給決定を受けた者がこの要綱に定める支援金の支給の資格を有しないことが判明したときは、当該支給決定を取り消すことができる。

2 村長は、支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支給決定を受けたと認めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第10条 前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の支給を受けた者は、村長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。